

太良町季節性インフルエンザ・

新型コロナウイルス感染症予防接種

定期接種（B類）開始のお知らせ



10月から季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチンの定期接種（B類）が始まります。ワクチン接種には、発症予防・重症化予防の効果があるとされています。本接種については、個人予防を目的に行うものであることから本人が希望した場合にのみ接種することができます。

下記をご覧の上、接種を希望される場合は、かかりつけ医へご相談ください。

種類	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス
対象者	接種時に ①65歳以上の者 ②60歳～64歳で以下の条件に沿う者 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級程度）	
接種期間	令和7年10月1日～令和8年1月31日 (実施期間は医療機関によって異なります)	令和7年10月1日～令和8年3月31日 (実施期間は医療機関によって異なります)
予約方法	直接医療機関に予約（役場での予約は不要）	
接種回数	いずれも1回	
自己負担額	いずれも1,300円/回	
持参物	保険証またはマイナンバーカード	
実施医療機関	佐賀県内の医療機関	
ワクチンの種類・効果・有効性・安全性等	 発症予防・重症化予防効果があります。	 取り扱うワクチンは医療機関に確認しましょう。 ワクチンの種類：5種類 ■mRNA（ファイザー、モデルナ、第一三共、MeijiSeika） ■組換えたんぱくワクチン（武田）

（留意事項）

・インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンについては、医師が必要と認めた場合、同時接種ができます。

・県外医療機関に入院中や施設利用中等の理由で県外医療機関での接種を希望される場合は、あらかじめ下記までご連絡ください。

・予防接種では極めてまれに副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられており、健康被害が予防接種法に基づく予防接種（臨時接種・定期接種）によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金などの給付）が受けられます。



なお、感染症対策として、日頃から手洗い、換気、十分な睡眠、人混みを避ける等を心掛けましょう。